

分類	提出書類	種類作成の根拠	工事関係書類の様式	発注者へ提出	完成検査			備考	
					提示	提出※1			情報共有システム※2
						紙媒体	電子納品 フォルダ名		
① 契約関係 (契約担当へ提出)	当初	工事請負契約書(当初・変更)			○				
		建退共証紙(非)購入報告書	仕様書 1-1-1-42	施-3.4	○			掛金納付書貼付	
		現場責任者(変更)届	契約書 第10条1項	M-12.38	○				
		請負代金内訳書	契約書 第3条1項	施-1.2	○				
		工事工程表	契約書 第3条1項	参施-1	○				
		前払金請求書	契約書 第34条1項	M-19	○			必要な場合	
		契約保証関係書類	契約書 第4条1項		○			必要な場合	
		リサイクル説明書(別表1)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条1項	M-10	○			必要な場合 契約前に提出	
	工事着手届		M-13	○					
	中間前払金	認定請求書	契約書 第34条4項		○			必要な場合	
		請求書(中間前払金)	契約書 第34条3項		○			必要な場合	
	完成検査及び引渡し	工事完成届兼検査結果調書	契約書 第31条1項	M-17	○				
		引渡書	契約書 第31条4項	M-18	○				
		請求書	契約書 第32条1項	M-19	○				
	部分引渡し	工事完成届兼検査結果調書	契約書 第38条1項	M-17	○			必要な場合	
		引渡書	契約書 第38条1項	M-18	○			必要な場合	
		請求書	契約書 第38条1項	M-19	○			必要な場合	
	部分払検査	工事(一部)完成届兼検査結果調書	契約書 第37条2項	M-17	○			必要な場合	
		工事出来高内訳書	契約書 第37条2項		○			必要な場合	
		出来高図、数量計算書	契約書 第37条2項		○			必要な場合	
		請求書	契約書 第37条5項	M-19	○			必要な場合	
補修関係書類	補修(改造)命令書	契約書 第31条6項							
	補修(改造)工事完成届	契約書 第31条6項		○			必要な場合		
その他	部分使用承諾願(書)	契約書 第33条1項							
	契約履行延期願	契約書 第18条~22条	M-34	○			必要な場合		
② 工事着手前	CORINS登録内容確認書	仕様書 1-1-1-5					登録確認書を監督員に提示する		
	施工計画書	仕様書 1-1-1-4	参施-3.4	○	○				
	施工体系図	仕様書 1-1-1-13	参施-6	○	○		下請契約がある場合		
	施工体制台帳	仕様書 1-1-1-13	参施-5	○	○		下請契約がある場合		
	再下請通知書		参施-5-1	○	○				
	下請負業者編成表		参施-5-2	○	○		必要な場合		
	誓約書	綾部市暴力団排除条例 第14条5項	別記様式	○	○				
	下請契約書			○	○				
	設計図書との照査確認資料	仕様書 1-1-1-3	参施-10	○	○		契約書18条第1項1~5号に該当する事実の有無に関わらず、監督員に提出する		
	事前測量結果(設計図書との照査)	仕様書 1-1-1-39		○	○				
	事前点検及び初回打合記録		発注者様式	○	○				
	③ 工事中	工事打合簿(指示)		施-13			※3	MEET/ORG ○	
		工事打合簿(協議・承諾)		施-13	○		※3	MEET/ORG ○	
工事打合簿(提出・報告・通知・届出)			参考様式施-12 施-13	メール ○	○		MEET/ORG		
再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書(実施書)		仕様書 1-1-1-21	施-20	○	○		実施書は電子データも提出		
残土処理計画書		仕様書 1-1-1-21	施-15	○	○		施工計画書に含めて提出		
残土処理報告書		仕様書 1-1-1-21	施-16	○	○				
産廃処理計画書(報告書)		仕様書 1-1-1-21	施-17	○	○		産廃処理計画書は、施工計画書に含めて提出		
処理委託契約書の写し		仕様書 1-1-1-21		○	○				
産業廃棄物管理表(マニフェスト)		仕様書 1-1-1-21			○		監督員確認 検査時提示		
運搬管理表		仕様書 1-1-1-34	施-18	○	○		建設副産物等のみ作成		
材料承諾願		仕様書 第2編1-1.2	施-13	○	(○)	○	※4		
工事材料確認願		仕様書 第2編1-2	参考様式施-15 施-10	メール ○	○		MEET/ORG		
段階確認願		仕様書 3-1-1-5	参考様式施-13 施-12	メール ○	○		MEET/ORG		
立会願		仕様書 3-1-1-5	参考様式施-14 施-11	メール ○	○		MEET/ORG		

分類	提出書類	種類作成の根拠	工事関係書類の様式	発注者へ提出	完成検査				備考	
					提示	提出※1		情報共有システム※2		
						紙媒体	電子納品フォルダ名			
③ 工事中	閉庁日における作業届	仕様書 1-1-1-38	参考様式施-16施-8	メール ○	○	○	MEET/ORG			
	夜間作業届	仕様書 1-1-1-38	参考様式施-16施-8-1	メール ○	○	○	MEET/ORG			
	長期休暇における休業届	仕様書 1-1-1-38	施-9	○		○			4日以上を休業する場合に提出	
	工事履行報告書	契約書 第11条 仕様書 1-1-1-26	施-7,別紙	○		※3	MEET/ORG	○	(別紙)実施工程表添付、月報施-7,別紙は紙媒体で提出	
④ 安全管理	安全・訓練報告書	仕様書 1-1-1-28	参施-9-1		○				監督員確認 検査時提示	
	安全・訓練実施資料				○					
	工事事故報告書	仕様書 1-1-1-31	施-19	○		○			速報は口頭で連絡をする。	
	災害防止協議会活動報告書				○				監督員確認 検査時提示	
	店社安全/パトロール実施記録	土木工事安全施工技術指針・労働安全衛生法 他			○				監督員確認 検査時提示	
	安全巡視、TBM、KY実施記録		参施-9		○				監督員確認 検査時提示	
	新規入場者教育実施記録				○				監督員確認 検査時提示	
	使用機械、車両等点検記録	建設機械施工安全技術指針				○			監督員確認 検査時提示	
⑤ 施工管理	工程管理	週間工程表	仕様書 1-1-1-25	参考様式施-11参施-8	メール ○	○				
		月間工程表	仕様書 1-1-1-25	参考様式施-11参施-7	メール ○	○				
		工事日報	特記仕様書		○		○			監督員の指示による
	出来形管理	出来形成果表	仕様書 3-1-1-6		○		○	MEET/ORG		設計値と実測値を対比
		出来形図	仕様書 3-1-1-6		○		○	OTHERS/ORG		展開図等、数量計算用の図面はMEET/ORGフォルダに格納
		出来形管理図表	仕様書 3-1-1-6 仕様書 1-1-1-22		○		○			測点数5点未満の場合は作成不要
		出来形数量計算書	仕様書 3-1-1-6		○		○			
	品質管理	各種試験データ資料	仕様書 3-1-1-6 仕様書 1-1-1-22		○		○			
		品質管理図表	仕様書 3-1-1-6 仕様書 1-1-1-22		○		○			測点数5点未満の場合は作成不要
	写真管理	工事写真(概要版)	仕様書 3-1-1-6 仕様書 1-1-1-23		○		○			監督員が提出を求めた場合のみ
		工事写真	仕様書 3-1-1-6 仕様書 3-1-1-22		○		○	PHOTO/PIC		
	⑥ 支給品貸与品	支給材料受領書	契約書 第15条3項	施-21,22	○					支給材料を受領した場合
貸与品借用書		契約書 第15条3項	施-23,24	○					貸与品を借用した場合	
⑦ その他	材料納入伝票	仕様書 2-1, 2 契約書 第13条			○				監督員が提出を求めた場合は提出、それ以外の場合は提示。 交通誘導員は有資格者が必要な場合は資格証の写しを提出、伝票は提示。	
	建退共運営実績報告書	仕様書 1-1-1-42	施-5	○		○			請負金額300万円以上の場合	
	建退共運営計画書(実績報告書)	仕様書 1-1-1-42	施-6	○		○			購入時の計画購入は、計画書提出	
	建退共証紙受払資料	仕様書 1-1-1-42			○				監督員確認 検査時提示	
	建退共証紙支給願		参施-2		○				監督員確認 検査時提示	
	辞退届				○				監督員確認 検査時提示	
	出面表				○				監督員確認 検査時提示	
	再資源化等報告書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第18条1項	M-11		○		○		必要な場合再資源化後に提出	
	社内検査報告書					○			監督員確認 検査時提示	
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	仕様書 3-1-1-12	参施-17		○		○		高度技術・創意工夫を実施すれば提出できる。	
	工事完成報告書		施-14		○		○			

※1 電子納品する書類は、紙媒体でも提出をする。(ただし※3は例外)  
 ※2 工事情報共有システムを利用する場合は、綾部市以外の様式も使用できるものとする。  
 ※3 工事情報共有システムを利用した書類を電子納品する場合は、電子納品のみで紙提出は不要とする。(ただし、検査時において提示若しくはパソコンにより内容を確認できるように備えること)  
 ※4 初回打合せ時に主要資材(JIS規格品等)であり監督員の承諾を得れば、提示に変更できる。その場合、初回打合せ記録簿にその旨を記載しておくこと。